日吉津村告示第 83 号

# 入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の６及び日吉津村財務規則（平成 21 年規則第８号）の規定により公告する。

令和８年 11 月 24 日

鳥取県西伯郡日吉津村長　中田　達彦

記

１　工事の概要

(1)　工　事　名　　令和８年度いちじく加温ハウス等整備工事

(2)　工 事 場 所　　西伯郡日吉津村大字日吉津２３２７番地

(3)　仕　　様

| | |
|---|---|
| (1) 加温式屋根型ハウス<br>（硬質フィルム） | 間口９ｍ×奥行 35m　１棟<br>新設工事<br>付帯設備・関連設備工事<br>諸経費 |
| (2) 鳥取型低コストハウス<br>（耐雪型）新設工事 | 間口６ｍ×奥行 35m　１棟<br>資材費<br>工事費<br>共通仮設費<br>諸経費 |
| (3) 井戸掘削、ポンプ工事 | さく井工事<br>ポンプ工事<br>諸経費 |

(4)　工　　期　　着手日から令和９年２月 19 日

2　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を、入札公告日から落札決定日までの間、すべて満たしていること。

(1)　入札参加資格要件

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　政令第 167 条の 11 の規定に基づき、令和８年度日吉津村競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者であること。

なお、本件入札に参加する者であって、競争入札参加資格を有していない者は、令和８年度日吉津村競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和８年 12 月７日（月）正午までに日吉津村総務課ひえづ創生推進室に提出すること。

ただし、当該申請書類の提出により競争入札参加資格者名簿に登録するものではないことを了解すること。

ウ　日吉津村建設工事等入札参加資格者指名停止要領（平成 14 年日吉津村要綱 14 号）第３条第１項に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。並びに、国及び県において指名停止の措置を受けていないものであること。

エ　村税その他義務的納金に滞納がない者であること。

(2)　本店、営業所、支店の所在地に関する要件　　本村までの移動所要時間概ね２時間以内

(3)　施工実績及び技術者の専任配置に関する要件　　不要

(4)　その他の参加資格要件

鳥取県内にアフター体制が整った拠点があり、加温式ハウス等に係るメンテナンス及び緊急時の修繕対応を速やかに実施できること。

3　入札手続等

| 手　続　等 | | 期間、期日、期限 | 場　　所 |
|---|---|---|---|
| 設計図書等の閲覧及び入手方法 | 設計書(金抜)、位置図、図面 | 令和８年 11 月 24 日（火）から<br>令和８年 12 月７日（月）<br>午後５時まで | 日吉津村公式ホームページ<br>アドレス https://www.hiezu.jp |
| 質問書の受付 | | 令和８年 11 月 25 日（水）から<br>令和８年 12 月３日（木）まで<br>（注１） | 総務課ひえづ創生推進室<br>※FAX またはメールによる<br>・FAX 番号　0859-27-0903<br>・ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>soumu@ vill.hiezu.lg.jp |
| 質問書に対する回答の閲覧期間 | | 令和８年 11 月 25 日（水）から<br>（注２）<br>最終回答期限<br>令和８年 12 月４日（金） | 日吉津村公式ホームページ<br>アドレス https://www.hiezu.jp |

| | | |
|---|---|---|
| 参加資格証明書類の受付 | 令和８年 11 月 25 日（水）から<br>令和８年 12 月７日（月）<br>正午まで | 提出先<br>〒689-3553<br>西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15<br>日吉津村総務課ひえづ創生推進室 |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和８年 11 月 25 日（水）から<br>最終回答期限　　令和８年 12 月８日（火）午後５時 | |
| 入　札　日　時 | 令和８年 12 月 11 日（金）<br>午後１時 30 分<br><br>※書留郵便等による提出の場合は、入札日の前日　　（注３） | 西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15<br>日吉津村役場２階会議室<br><br>書留郵便等による提出先<br>〒689-3553<br>西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15<br>日吉津村総務課ひえづ創生推進室 |
| 開　札　日　時 | 入札終了後 | 入札場所 |
| 落 札 予 定 日 | 令和８年 12 月 11 日（金）（注４） | |
| 入札結果の公表 | 落札決定日の翌日　　（注５） | 日吉津村公式ホームページ<br>アドレス https://www.hiezu.jp |

注１　質問書の受付の時間は、日吉津村の休日を定める条例（平成元年日吉津村条例第３号）第１条に規定する村の休日を除く午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

注２　質問内容により、回答を日吉津村公式ホームページに掲載するまで日数がかかる場合がある。ただし、最終回答期限までには回答する。

注３　書留郵便等で提出する場合は、商号又は名称、件名及び一般競争入札書在中と記載し、封筒には件名及び入札日を記載するものとする。

注４　落札予定日は、入札参加資格審査の状況その他により変更する場合がある。

注５　該当する日が日吉津村の休日を定める条例（平成元年日吉津村条例第３号）第１条に規定する村の休日の場合は、その翌日とする。

４　入札及び契約担当（問合せ先）

〒689-3553　鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村総務課ひえづ創生推進室

（電話：0859-27-5954　　メール：soumu@ vill.hiezu.lg.jp）

５　入札参加者に要求される事項

(1)　本件入札に参加を希望する者は、６の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「参加資格証明書類」という。)を令和８年 12 月７日（月）午後５時までに日吉津村総務課ひえづ創生推進室に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに参加資格証明書類を提出しない者並びに開札の時において入札参加資格がないと認めた者は、本件入札に参加することができない。

(2)　入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3)　参加資格証明書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4)　提出された参加資格証明書類は返却しない。また、提出者に無断にて本件入札事務以外の用途には使用しない。

6　参加資格証明書類

参加資格証明書類は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

(1)　競争入札参加資格を有する者

ア　競争入札参加資格に係る申請書類受領書の写し

イ　入札参加資格確認書(様式第１号Ａ)

ウ　誓約書(様式第２号)

(2)　競争入札参加資格を有していない者

ア　入札参加資格確認書(様式第１号Ｂ)

イ　誓約書(様式第２号)

ウ　一般競争入札参加資格審査申請書(様式第３号)

エ　登記簿謄本の写し

（ア）　法人：商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（イ）　個人：代表者の身分証明書

オ　営業経歴書(受注履歴)

カ　財務諸表の写し(直近決算期分)

（ア）　法人：財務諸表

（イ）　個人：収支内訳書又は決算書等

キ　納税証明書の写し(直近１年分)

（ア）　法人：法人税、消費税、地方消費税及び市町村県民税

（イ）　個人：申告所得税、所得税、地方消費税及び市町村県民税

ク　印鑑証明書の写し

ケ　使用印鑑届(様式第４号)

コ　役員等名簿(様式第５号)

サ　労働保険料の納付が証明できるもの

7　資格審査について

(1)　５の(1)により提出のあった参加資格証明書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和８年 12 月８日（火）午後５時までに通知する。

(2)　(1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県日吉津村長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和８年 12 月９日（水）午後２時までに書面、ファクシミリ又はメール(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3)　(2)により説明を求められた場合、鳥取県西伯郡日吉津村長は説明を求めた者に対して、令和８年 12 月 10 日（木）午後２時までに書面、ファクシミリ又はメールにより回答する。

8　入札条件

(1)　入札は紙入札とする。

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札書に記載する金額は、仕様書の総額を見積もった額とすること。

(4)　入札書(様式第７号)は、入札者名及び入札金額を記載すること。

(5)　入札書封筒は、件名、入札日、差出人及び入札書在中と記載し、送付履歴が確認できる方法にて郵送すること。(特定記録郵便、一般書留、簡易書留又はレターパック等)

(6)　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をした時は、当該抹消をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることはできない。

(7)　入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできない。

(8)　入札回数は１回とする。

(9)　再度入札は３日後に同じ入札者にて郵便による入札を行う。

(10)　再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札

でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
(11) 入札者は、政令、財務規則、本件公告、設計書、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
(12) 入札後、本件公告、設計書、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
(2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、日吉津村財務規則第 108 条第１項第２号に該当する場合は免除する。

10 入札の無効条件
次に掲げる入札は無効とする。
(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札。
(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札。
(3) 入札開始の前日までに入札場所に入札書が到着しなかった場合の入札。
(4) 郵便(特定記録郵便、一般書留、簡易書留又はレターパック等)以外の方法による入札。
(5) 不正の行為があった者のした入札。
(6) 記名のない入札書による入札。
(7) 入札書を鉛筆にて記載した入札。
(8) １案件に対し、入札書を２通以上提出した入札。
(9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札。
(10) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札。
(11) 政令、財務規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札。

11 落札者の決定方法
本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規則第 136 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約書作成の要否
要

13 手続きにおける交渉の有無
無

14 その他
(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志がないと認める時は、入札の執行を中止、又は取りやめることがある。
(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
(4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当する時は、契約を解除することができる旨、契約書に記載するものとする。
なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除する時は、受注者は違約金として契約金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県米子警察署に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号。)第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア)　暴力団員を役員等(受注者が法人の場合であっては、その役員及び経営に事実上参加している者、受注者が任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ)　暴力団員を雇用すること。

(ウ)　暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介又は交渉等のために使用すること。

(エ)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えること。

(オ)　暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ)　役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ)　暴力団又は暴力団員であること若しくは(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

(5)　再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア)　再委託の契約金額が本件に係る契約金額の 50 パーセントを超える場合

(イ)　再委託をする契約に本件の中核となる部分が含まれている場合